

「第 2 期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等

令和 6 年 12 月 27 日
復興推進会議決定

1. 本決定の位置づけ

「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針¹（以下「現行基本方針」という。）においては、第 2 期復興・創生期間の 5 年目に当たる令和 7 年度に、復興事業全体の在り方について見直しを行うこととしている。

本年度当初からこれまでの間、復興推進委員会の下に開催されてきた「第 2 期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ」では、復興施策に関する議論が行われた。

この議論も踏まえ、本決定は、「第 2 期復興・創生期間」の次の 5 年間に向けて、東日本大震災からの復興について、現時点における基本姿勢や各分野の取組、復興を支える仕組み、組織の在り方のほか、検討すべき主な課題を明らかにするものであり、今後、関係機関は、連携し、協力しながら、必要な対応を進めていく。

2. 東日本大震災からの復興に係る現状認識

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発災から 13 年余り、「福島復興なくして東北復興なし、東北復興なくして日本の再生なし」との決意とともに、関係者の懸命な努力と幅広い国民の理解と協力により、復興は着実に前進してきた。

地震・津波被災地域では、これまでの復興事業により、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業やなりわいの再生も進展しているが、人口減少や高齢化といった課題にも直面している。この中で、心のケア等、中長期的に取り組むべき課題がある。

原子力災害被災地域では、令和 5 年 11 月までに特定復興再生拠点区域にお

¹ 令和 6 年 3 月 19 日閣議決定

いて避難指示が全て解除され、同年には「特定帰還居住区域制度」が創設されて計画が順次認定されるなど、住民の帰還実現に向けた取組が行われている。また、同年8月には、廃炉の実現に向けて先送りできない課題であった ALPS 処理水の海洋放出が開始された。

この中で避難指示解除の時期によって地域の状況は大きく異なり、避難指示解除がされたばかりで、ようやくスタートラインに立った地域もあれば、いまだに帰還困難区域を抱えている地域、復興の進捗により新たな課題等に直面している地域もある。このように原子力災害被災地域の中でも、地域ごとに復興のスピードや進捗が大きく異なることを踏まえ、地域の実情を丁寧に把握し、それに応じた施策をきめ細やかに実施していくことが重要である。

また、技術的に難易度の高い作業が見込まれる廃炉、除去土壌等の再生利用・最終処分に向けた取組など、これからが正念場と言うべき課題がある。福島県の除去土壌等に係る中間貯蔵施設が地元の苦渋の判断により受け入れられた経緯等を受け止め、福島の復興・再生については、国として、あらゆる知恵と力を結集し、総力で実行していかなければならない。

本決定に掲げられた課題について、まずは次の5年間で何としても解決していくという強い決意で、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組む。

3. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

(1) 原子力災害被災地域

原子力災害被災地域においては、地域によって復興の段階が様々であり、特定復興再生拠点区域など本格的な復興が始まったばかりの地域もある。帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしている。

福島の復興及び再生は国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであり、現行基本方針においては、「福島の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組む。こうした状況に鑑み、令和3年度からの当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。」とされている。そのため、第2

期復興・創生期間の次の5年間に向けて、それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、特定復興再生拠点区域を含め避難指示が解除された地域における生活環境の整備、長期避難者への支援、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組、帰還促進と新たな住民の移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等を行う。

さらに、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、その活動を通じて、我が国の科学技術力の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す福島国際研究教育機構に係る取組を推進する。

第2期復興・創生期間の後の令和8年度の予算編成に反映させるため、本決定で掲げた各分野の取組や課題等について、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、避難指示解除の時期等によりそれぞれ大きく異なる地方公共団体の状況を考慮しつつ、さらに具体化を進め、令和7年夏までに現行の基本方針を見直す。

① 事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策）

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な実施は復興の大前提であるとの認識のもと、中長期ロードマップ²に基づき、30～40年後の廃止措置終了を目標に、国は前面に立って、国内外の叡智（えいち）を結集し、廃炉現場のニーズに基づく研究開発を推進するとともに、研究開発成果等を活かすことで、必要な対応を安全かつ着実に進めていく。

また、廃炉の必要性、対策の進捗状況、放射線データ等について、迅速、的確かつ分かりやすい情報発信を海外向けも含めて行っていくとともに、双方向のコミュニケーションによる住民等の理解促進、信頼関係強化が最も重要であるとの認識のもと、視察の受入れを含む情報公開や地元との連携を密に行うよう、東京電力を指導するとともに、国も必要な取組を行っていく。

さらに、国、日本原子力研究開発機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び東京電力が連携し、放射性廃棄物や燃料デブリの保管・管理、処理・県外処分に向けた検討を進めるほか、長期にわたる取組が持続的に進められるよう、技術開発、産業サプライチェーンの構築、人材の確保・育成、資金確保といった課題に対処するため、体制構築に向けて取り組む。

² 「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（令和元年12月27日改訂 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議）

- ・ 令和6年9月、燃料デブリの試験的取出しの着手をもって、中長期ロードマップにおける、燃料デブリ取出し開始から廃止措置終了までの期間である「第3期」に移行した。世界にも前例のない燃料デブリ取出しは技術的難易度が極めて高い取組であり、国・東京電力・原子力損害賠償・廃炉等支援機構が一体となり、内外の技術的知見を集めた集中的な検討の必要があるところ、復興と廃炉の両立を意識した対応を行う。具体的には、早期の復興に資するためにリスクの早期低減に取り組むとともに、中長期ロードマップの目標達成や進捗管理に留意しながら、安全確保を最優先する観点から慎重に進めるべきという視点も踏まえ、また、新たな風評につながり帰還・移住等の妨げにならないようにするためにも、経営陣のコミットのもと、廃棄物や燃料デブリの適切な保管・管理を含め、安全確保に万全を期すよう東京電力を指導しつつ、廃炉を着実に進めていく。また、試験的取出しの作業によって得られた知見を活かしつつ、原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び東京電力において検討されている、取出し量を拡大していくための工法を具体化していくとともに、それに応じた研究開発を的確に実施していく。
- ・ 廃炉の実施責任を有する東京電力が廃炉を確実に実施するため、災害に対応し電力の安定供給を確保する観点から、電力ネットワークの強靱（きょうじん）化等を進めて行く中でも、必要な資金の捻出に支障を来すことのないよう、規制料金下にある送配電事業における合理化分を、引き続き確実に廃炉に要する資金に充てることを可能とする対応を行う。
- ・ 多核種除去設備等で浄化処理された水（ALPS 処理水）の放出後、モニタリングを適切に行い、科学的根拠に基づく透明性の高い情報を国内外に発信していくとともに、IAEA による第三者の立場からの確認を継続しながら、万全の安全性確保に政府全体として取り組む。
- ・ ALPS 処理水の処分に伴う風評影響等に対する不安に対処し、廃炉及びALPS 処理水の処分が完了するまで、政府全体として全責任を持って取り組んでいく。ALPS 処理水の海洋放出以降、一部の国・地域による輸入規制強化を踏まえ、「水産業を守る」政策パッケージ（令和5年9月4日）等により支援策を措置したところである。引き続き、輸入規制の即時撤廃を含め、科学的根拠に基づく対応を強く求めていくとともに、「三陸・常磐もの」をはじめとする水産物の国内消費拡大等に向けた各種支援策を実施しつつ、その執行状況や効果等を踏まえつつ、必要な対応を行っていく。
- ・ ALPS 処理水の海洋放出は長期間にわたることが見込まれるものであり、東京電力に緊張感を持った対応を求めていくとともに、政府全体として風評対策及びなりわい継続支援にも徹底的に取り組む、被害が生じた場合には適切に賠償を行うことを指導していく。

- また、東京電力福島第二原子力発電所の廃炉の決定を受けて、地域経済への影響にも配慮しつつ、東京電力が今後、関係者と十分にコミュニケーションを重ねながら、円滑かつ確実に廃炉を進めていくよう図っていく。その際、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉工程を遅らせることがないようにする。
- 大学を含めた関係機関とともに研究開発基盤を整備するとともに、研究開発を着実に実施し、福島国際研究教育機構とも連携し、国内外の幅広い分野の研究者や技術者が、福島で廃炉や復興に関わることにより、原子力・廃炉に係る高度な技術を持った人材が育成されるような体制づくりを進める。廃炉に向けた取組については、あらかじめ地元企業に対し密に情報提供し、廃炉にまつわる経済効果を地域に浸透させていく。

② 環境再生に向けた取組

- 令和5年12月以降、特定帰還居住区域における除染作業を進めている。引き続き、仮置場の適切な管理を徹底しつつ、安全を確保しながら、中間貯蔵施設の整備、継続的な搬入及び適切な維持管理を行う。
- 特定帰還居住区域等において発生した除去土壌等について、中間貯蔵施設の搬入を進める。なお、輸送に当たっては安全の確保を徹底する。輸送が完了した仮置場については、土地所有者や地元自治体の意向を十分に配慮し実現可能で合理的な範囲・方法で原状回復を進める。
- 福島県内の除去土壌等の最終処分については、地元の苦渋の判断により中間貯蔵施設が受け入れられたという経緯も踏まえ、法律上³「中間貯蔵開始⁴後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が定められており、国として責任を持って取り組んでいく。最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌の再生利用等を進めることが重要であり、今後策定する再生利用基準等も踏まえつつ、再生利用先の創出等に向けて、令和6年12月に設置された福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議の下、関係省庁等の連携強化等により、具体化を推進する。さらに、今後とりまとめる最終処分の基準省令や、最終処分場の構造・必要面積等の複数選択肢の検討、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）の福島県外での最終処分に向けた今後の取組の進め方を踏まえ、着実に取組を進める。再生利用等の推進に当たっては、国民や地域の理解・信頼の醸成が重要であるため、積極的かつ分かりやすい情報発信などの全国に向けた理解醸成活動を推進するとともに、風評被

³ 「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」（平成15年法律第44号）

⁴ 中間貯蔵開始は、平成27年3月

害を生じさせない観点から、リスクコミュニケーションの強化のために必要な取組を進める。また、福島県以外の除去土壌等については、処分に向けた取組を進める。

- ・ 福島県内の特定廃棄物等の処理については、地元の更なる信頼確保に努めながら、安全・安心の確保に万全を期して、既存の管理型処分場を活用した埋立処分施設への搬入等の事業を進める。福島県以外の指定廃棄物についても、最終処分に向け、地方公共団体と連携し、地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努めながら、指定解除の仕組み等も活用しつつ個別の状況に応じた取組を進める。また、基準値以下の農林業系廃棄物等の処理の促進も引き続き行う。

③ 帰還・移住等の促進、生活再建等

(特定帰還居住区域・特定復興再生拠点区域及び帰還困難区域)

- ・ 帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、まずは、6町村⁵の特定復興再生拠点区域について、令和5年11月までに避難指示が全て解除されたところである。今後も引き続き、住まい、買い物、医療・介護、子育て、教育等の生活環境整備、鳥獣被害対策の強化等の帰還環境整備を進める。除染後のフォローアップやリスクコミュニケーション等を含め、現場の実情に応じて必要な対応を行う。また、特定復興再生拠点区域におけるまちづくりが効果的に進められるよう、移住・定住の促進も含め、福島再生加速化交付金を始めとする様々な支援策の柔軟な活用等により、特定復興再生拠点区域の円滑かつ迅速な整備を支援する。
- ・ 6町村については、帰還困難区域を抱えており、復興の段階が、その周辺の市町村に比して大きく異なる上、6町村の間でも地方公共団体ごとに状況が大きく異なることから、特定復興再生拠点区域を含めた避難指示解除区域への帰還・居住に向けた課題について、引き続き、個別かつきめ細かに町村と議論し、取組を推し進めていく。
- ・ 帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域外に関しては、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」（令和3年8月31日原子力災害対策本部・復興推進会議決定）において、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、東日本大震災復興特別会計及びエネルギー対策特別会

⁵ 双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村

計の応分の負担により、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていくこととされた。

- ・ 当該方針を実現するため創設した特定帰還居住区域制度に基づき、令和6年4月までに大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町が特定帰還居住区域復興再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定を行った。認定された計画に基づき、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めていく。なお、避難指示解除の時期等については、帰還の早期実現を求める声や地元自治体の意向も踏まえ、必要に応じ、除染やインフラ整備等が進捗した地域から段階的に避難指示を解除することも検討する。また、帰還する住民の営農の再開に向けては、営農再開に必要な諸条件を整理しそれらを踏まえながら、地元自治体とも協議し、必要な対応を進める。
- ・ 令和5年8月に策定した「特定帰還居住区域における放射線防護対策」も踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な放射線防護対策や科学的根拠に基づくリスクコミュニケーションに取り組むとともに、空間線量率などそれぞれの土地の状況や地元自治体の意向も踏まえ、帰還困難区域において、バリケードなど物理的な防護措置を実施しない立入規制の緩和を行うことや森林整備をはじめとする活動の再開を含め、住民等の今後の活動の在り方について検討を行う。

加えて、引き続き、環境放射線モニタリング等を確実かつ計画的に実施し、その結果を分かりやすく情報提供する。

なお、「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」⁶で提示された、特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みについて、国は、各自治体の意向を十分に尊重し、運用していく。

- ・ 個別に各地方公共団体の課題、要望等を丁寧に伺いながら、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む。
また、帰還困難区域においても、発災から13年という長い年月が経過し荒廃が進んでいるところ、第2期復興・創生期間以降も一定期間避難指示が継続する可能性も踏まえ、区域の荒廃抑制対策や、鳥獣被害対策、防犯・防災対策等を進める。
- ・ 残された土地・家屋等の扱いや森林における活動のあり方についても、帰還意向の確認や特定帰還居住区域復興再生計画の認定に伴い、除染および避難指示解除の対象範囲が明らかになってくることも踏まえ、その進捗にあわせて、地方公共団体と丁寧に協議・検討を進めていく。

⁶ 令和2年12月25日 原子力災害対策本部決定

(さらなる帰還・移住等の促進、生活再建等)

- ・ 以前から避難指示が解除されている地域では、これまでの取組により復興を着実に進めており、避難指示がようやく解除されたばかりの地域についても、生活の利便性や安心して暮らせる生活環境を確保できるよう、集中的に取り組む。
- ・ 住民の帰還を促進し、解除地域の復興の実現に向けて、魅力あるまちづくりやコミュニティ形成、住まい、買い物、医療、介護、福祉、教育、保育、交通、防犯、防災、鳥獣被害対策、個人線量管理、情報通信等の生活に必要な環境整備をハード・ソフトの両面から進める。除染後のフォローアップやリスクコミュニケーション等を含め、現場の実情に応じて必要な対応を行う。
- ・ 他方、発災から13年が経過する中で、被災地では、人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題が一層進行しており、住民意向等も踏まえると、活力ある地域社会の維持・形成に向けて、避難指示の解除時期等によって大きく異なる地域の実情も踏まえながら、帰還促進と併せて、移住・定住の促進、二地域居住、交流人口・関係人口の拡大等にも取り組む必要がある。そのため、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）を活用した地方公共団体の自主性に基づく事業への支援や移住・起業する者に対する個人支援を始め、交流人口拡大のための新たな施策を含め様々な施策を活用し、福島県及び原子力災害被災12市町村⁷における取組を支援し、自立的・持続的な交流・関係人口の拡大につなげる。

また、関係者が連携して広域で取り組むべき施策などの移住等の促進施策を強力に進める体制の構築や、交流人口の拡大を消費の拡大のみならず定住人口の増加にも効果的に繋げるための施策も含む対応策等を検討して取りまとめる場の立ち上げなどを通じて、国、県、市町村及び関係機関の連携を強力に推進する。

さらに、コミュニティの再生や活動再開により更なる帰還や移住が進んでいく観点からも、コミュニティの形成は重要であり、帰還した住民と移住者とのコミュニティ形成に取り組んでいく。また、避難指示区域からの避難者に対する応急仮設住宅の供与終了に伴い、恒久住宅への住み替えの支援を丁寧に進めるとともに、新たに復興公営住宅に入居する被災者が安心して暮らせるよう、入居者同士や地域住民との交流を支援する。

- ・ 避難指示解除等区域の復興・再生に資するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画（復興分）に基づき、社会資本整備総合交付金による

⁷ 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

総合的・一体的な支援を継続する。

- ・ 医療・介護・福祉施設の整備・事業再開、双葉郡等における地域医療体制の確保、再開後の医療施設や介護施設の経営確保、医療・介護従事者の確保を進め、「双葉地域における中核的病院」の整備に向けた支援やオンライン診療の活用等による必要な医療の確保にも取り組み、県や市町村と連携し、地域ニーズに対応したきめ細かい支援を行う。
- ・ 教育環境の整備については、いまだ再開できていない小・中・高等学校があることに加え、再開後の児童生徒数が少数にとどまっている学校もあることから、学校再開の支援とともに、ふたば未来学園や再開した学校等における海外研修や「ふるさと創造学」などの地域とのつながりを深める特色ある教育への支援、被災した子どもに対する就学・学習支援や心のケア、通学に対する支援、文化財等の復旧などを引き続き行い、更に、福島国際研究教育機構との連携を通じた先端的な研究や学術分野に触れる多様な機会の提供等にも取り組み、魅力ある教育環境づくりを進める。また、避難先の子どもを含むいじめ防止を行うとともに、原子力災害に起因して学習支援や心のケアを必要とする子どもが引き続き一定数就学している学校が存在することから、東日本大震災の影響に鑑み特別に措置される教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、復興の進捗に応じた支援を継続する。
- ・ こうした公共施設の整備にあたっては、効率的・持続的な運営、将来の維持管理コストも十分考慮に入れ、適切な需要予測に基づく計画的な整備のほか、地域間の適正配置や既存施設も含めた広域利用についても留意する。
- ・ 心のケア等の被災者支援については、避難生活の長期化等に伴い個別化・複雑化した課題を抱える被災者に対して、引き続き、復興の進捗に応じたきめ細かい支援を行う。また、全国に居住している避難者に対して、生活再建に必要な情報提供、相談等を含め、避難元及び避難先の地方公共団体等による丁寧な支援を継続する。
- ・ 医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免措置については、避難指示区域等の地方公共団体において住民税減免等の見直しが行われてきていることや、被災地方公共団体の保険財政の状況等も勘案しながら、被保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う。
- ・ 令和2年度に見直された福島12市町村の将来像提言⁸において、持続可能

⁸ 「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会 提言」（平成27年7月取りまとめ。令和3年3月見直し。）避難指示等の出た福島12市町村の30～40年後の姿を、有識者が復興大臣に提言したもの。

な地域・生活の実現、広域的な視点に立った協力・連携、世界に貢献する新しい福島型の地域再生という基本的方向の下、創造的復興を成し遂げた姿が示されている。国、県、市町村等がそれぞれの役割を果たしつつ適切に連携して、福島復興再生基本方針や福島復興再生計画⁹の下、福島 12 市町村の将来像の具現化を始め地域の復興に向けて取り組む。

- ・ 原子力損害賠償について、国は、原子力損害賠償紛争審査会の指針等に沿って被害の実態に見合った必要十分な賠償の円滑な実施に向けて、引き続き必要な対応を行う。また、原発事故から 13 年が経過したが、東京電力は、最後の一人まで賠償を貫徹するべく、時効完成後も一律に賠償請求を断らず、柔軟に対応する旨を表明している。国は、個々の事情に十分に配慮して被災者に寄り添った適切な賠償が行われるよう、東京電力を指導するとともに、広報やきめ細かい相談対応など必要な取組を行う。
- ・ 避難指示解除地域における帰還・移住等の促進に向けた生活環境整備に際しては、原子力災害被災地域の実情や特殊性を踏まえ、上記の施策を着実に実施することに加えて、地方創生施策等の政府全体の施策も総合的に活用して、地域の復興・再生に取り組む。

④ 福島国際研究教育機構の取組の推進

- ・ 福島イノベーション・コースト構想¹⁰を更に発展させ、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、その活動を通じて、我が国の科学技術力の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指し、福島復興再生特別措置法¹¹に基づき、令和 5 年 4 月に福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）を設立した。
- ・ 「新産業創出等研究開発基本計画」¹²に基づき、機構が行う「ロボット」、「農林水産業」、「エネルギー」、「放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用」、

⁹ 復興庁設置法等の一部を改正する法律により改正された福島復興再生特別措置法第 7 条に基づき、福島県知事が作成し、内閣総理大臣が認定。

¹⁰ 東日本大震災及び原子力災害によって失われた福島浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、福島浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す構想。

平成 26 年 6 月、福島国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会において取りまとめ。福島特措法の平成 29 年改正において同構想を法律に明記し、福島県が同構想等の実現に向けた重点推進計画を策定し、平成 30 年 4 月内閣総理大臣が認定、令和 2 年 5 月変更認定。

¹¹ 平成 24 年法律第 25 号

¹² 令和 4 年 8 月 26 日 内閣総理大臣決定

「原子力災害に関するデータや知見の集積・発信」の5分野を基本とする研究開発をはじめ、産業化や人材育成の取組を推進する。また、機構が新たな産業の創出等に資する研究開発等において中核的な役割を担えるよう、機構による新産業創出等研究開発協議会の開催や、既存施設の施設統合に取り組む。さらに、これまでの福島イノベーション・コースト構想の成果を念頭に、地域の課題に応じた事業の展開が期待される。

- ・ 研究開発については、理事長がリーダーシップを最大限に発揮できるよう、質の高い研究開発の推進や効率的な研究体制の構築に向けた取組を支援していくほか、実証フィールド等として地域の農地・山林・未利用地等の活用や、地域企業との連携等の取組を推進する。
- ・ 機構は、第一期中期目標期間（令和5年4月～令和12年3月）中に、現在の委託研究を中心とした体制から50程度の研究グループによる機構自らの研究体制に移行するため、若手や女性などを含め、国内外の優秀な研究者等の人材確保に努めている。こうした状況を踏まえ、将来、研究者等を迎えるにふさわしい生活環境整備について、必要な取組を効果的に進めることが求められる。
- ・ 研究開発の成果に関する情報発信及び産業化に資する人材確保にあたっては、サイエンスコミュニケーターや法律関連の有資格者など専門人材を確保しながら活動し、そうした活動も発信していくことが重要である。
- ・ また、機構では、東北の教育機関等と連携した次世代人材の育成や子どもたちが最先端の研究に触れる機会の創出に取り組んでおり、こうした取組は有意義であることから、継続的な活動支援が重要となる。
- ・ 機構が着実に業務を本格実施できるよう国が行う機構の当初の施設整備について、復興庁設置期間内での順次供用開始を目指し、早期に建設工事に着手するなど、さらに可能な限り前倒しに努める。
- ・ また、福島の復興・再生の推進を図る観点から、施設整備前であっても可能な限り県内で活動するとともに、研究開発の特性に応じて、実証フィールド等の活用や県内外の様々な主体との連携を適切に行い、機構設置の効果が広域的に波及するよう取組を進めることに留意する。
- ・ 機構の第一期中期目標期間において「基盤作りと存在感の提示」に重点を置くこととしていることを踏まえ、国内外への情報発信や広報活動などを積極的に行うとともに、地方公共団体や国内外の大学、教育機関、研究機関、企業等との効果的な広域連携を進める。
- ・ 日本原子力研究開発機構廃炉環境国際共同研究センター及び国立環境研究所福島地域協働研究拠点における放射性物質の環境動態研究部分や、福島ロボットテストフィールドが、令和7年4月に機構に統合される予定として

いることを踏まえ、地元をはじめ関係者の理解を得ながら、統合の効果が最大限に発揮されるよう取り組む。

- ・ 機構は、福島をはじめ東北の創造的復興に不可欠な拠点となることから、機構が長期・安定的に運営できるよう、東日本大震災復興特別会計（以下「復興特会」という。）設置中は復興財源等で必要な予算を引き続き確保するとともに、復興特会終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進める。機構の長期的な組織運営への大きな影響力を持つと考えられる役員に対する報酬については、すでに一般会計により支出されていることも踏まえ、令和8年度以降の機構の予算等のあり方について、復興庁が中心となり、関係省庁の全面的参画のもと検討を行う。

⑤ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建

- ・ 浜通り地域等が産業復興を果たして、2030年頃までの自立的・持続的な産業発展につながるよう、また、浜通り地域等には復興が進んだ地域もある一方で、避難指示解除から日の浅い地域をはじめ事業環境が依然として厳しい地域もあることにも十分留意しながら、改定の検討が進められている「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」¹³を踏まえ、本構想に基づき、同地域等で一体となって取組を進める。
- ・ その際、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼び込みの両輪で進めることが重要であることから、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」の3つを取組の柱として、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の重点分野を中心に、企業立地補助金等を効果的に活用し、産業集積や社会課題解決に資する取組を進める。今後さらに、地域の雇用創出・拡大や、経済効果が見込める企業立地も見据えながら、支援を進めていく。
- ・ 福島イノベーション・コースト構想の取組に関しては、国、地元自治体、構想の中核的な機能を担う福島イノベーション・コースト構想推進機構や福島相双復興官民合同チーム、福島国際研究教育機構、地元企業・大学・工業高等専門学校等が連携し、福島浜通り地域等での研究開発の推進や具体的な社会実装の支援、地元企業等と進出企業等の連携や取引拡大の促進、地元企業等の新事業展開への支援を行う。
- ・ 長期に渡る廃炉事業が持続的に進められ、地元企業が積極的に参画できる

¹³ 福島イノベーション・コースト構想を軸に、中長期的かつ広域的な観点から地域が目指す自立的・持続的な産業発展の姿と、その実現に向け国、福島県、市町村、関係機関が進める取組の方向性を取りまとめた（令和元年12月復興庁・経済産業省・福島県）。

よう、廃炉事業内容を具体化して、地元企業に説明等を行うことにより、参入を促進していくことや、地元企業の技術力を向上させることや関連する幅広い業種へ事業の裾野を拡大させることなどにより、廃炉にまつわる経済効果を周辺地域に浸透させていく。加えて、廃炉事業のみならず幅広い分野で、地元企業の参画を促進していく。

- ・ 地域への波及効果が大きい企業等の立地や創業、地元企業や地方公共団体等の多様な主体による研究開発や実証、戦略的な知的財産の取得と活用等を促進する。また、地域の優位性を高めるための規制緩和等を行うとともに、企業の多様な資金需要への対応や専門家によるハンズオン支援に係る関係機関の連携体制を構築し、地域のイノベーション創出につなげるための総合的なビジネス創出支援を継続的に進める。
- ・ 特色ある教育プログラムの実施などにより、地域の産業特性を生かし、地域の稼ぎを生み出す福島イノベーション・コースト構想を支える教育・人材育成を推進する。
- ・ 福島ロボットテストフィールド等の拠点施設については、企業による拠点の利活用を促進する等により、拠点を核とした研究開発や産業集積、定住人口等の拡大を進めるとともに、安定的運営のため、利用者の拡大等を通じた収入の確保など将来的な自立的・持続的運営に向けた道筋を検討する。また、福島ロボットテストフィールドにおいては、ドローン・空飛ぶクルマ等の開発・実証・試験飛行環境整備や技術基準・運用ガイドライン整備等を進める。さらに、こうした空飛ぶクルマのほか、衛星・宇宙関連の将来の産業化を見据えた環境整備につながるものも含め、実用化開発や実証の誘致等を通じ、スタートアップ企業等を呼び込む。
- ・ 農林水産業の分野については、担い手の確保や農地の利用集積等の地域の実情を踏まえた課題解決に資する、先端的な技術の開発、実証を進め、農林水産業の復興・再生を図る。
- ・ 福島全县を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とする「福島新エネ社会構想」¹⁴の実現のため、再エネ社会の構築、水素社会の実現に向けた取組を着実に推進するとともに、こうした取組を地域の木材等の資源の有効活用や、企業の誘致、特色あるまちづくりにつなげていく。福島水素エネルギー研究フィールドについては、需要・供給の両面からコスト等の課題の解決策を関係省庁において連携して検討し、民間主体による実用化や地域に

¹⁴ 再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図るとともに、再生可能エネルギーから水素を「作り」、「貯め・運び」、「使う」、未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出することを目指す構想（平成28年9月7日福島新エネ社会構想実現会議策定、令和3年2月8日改定）。

における産業集積の実現に向けた取組を着実に進める。

令和6年9月に策定した「福島新エネ社会構想加速化プラン2.0」に基づき、再生可能エネルギーの更なる「導入拡大」と水素の「社会実装」への展開とするための取組を進める。

- ・ 地元のニーズに応え、脱炭素や資源循環、自然との共生という環境の視点から地域の強みを創造・再発見する「福島再生・未来志向プロジェクト」¹⁵の取組を進める。

また、「福島の復興に向けた未来志向の環境施策の推進に関する連携協力協定」¹⁶に基づき、「ふくしまグリーン復興構想」¹⁷や「再生可能エネルギー先駆けの地」の実現に向けて、未来志向の環境施策を推進する。

特に、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すとの政府方針を踏まえ、関係省庁、関係機関が連携し、経済と環境の好循環を実現する取組を推進する。

- ・ 福島相双復興官民合同チーム¹⁸によるこれまでの活動実績を踏まえ、被災地域の事業・生業の再建に向けて、同チームを通じた、個々の事業者・農業者、域内の創業者等に対するきめ細かい支援を引き続き実施する。また、まちづくりの支援として、分野横断・広域的な観点から、被災地域の生活や経済活動の拠点となる商業施設の自立化や、地域経済の活性化等の取組を担うまちづくり会社の創設・運営に向けた支援等を実施する。
- ・ また、被災地域において事業の再開や創業等を希望する事業者の取組を後押しするため、施設等の復旧、設備投資、人材確保等の支援を実施する。特に、避難指示が解除された特定復興再生拠点区域においては、充実した支援を実施する。

さらに、企業活動に不可欠な集配送などの物流に係る課題の解決、地域の経済活動や交流人口・関係人口拡大に向けた人・モノの移動を担う取組を支援する。

- ・ 事業者の自立化を見据えつつ、こうした支援を効果的・効率的に進めるには、福島相双復興官民合同チームや商工会等の地元機関が連携した支援が必要であり、これら支援体制の強化を行う。
- ・ 仮設店舗等の移設・撤去等については、被災地のこれまでの復興の進捗状況を踏まえ、独立行政法人中小企業基盤整備機構が原子力災害被災12市町

¹⁵ 「福島再生・未来志向プロジェクト」（平成30年8月3日環境省公表）

¹⁶ 「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定～環境から挑む福島の復興、そして希望ある未来へ～」（令和2年8月27日環境省・福島県）

¹⁷ 「ふくしまグリーン復興構想」（平成31年4月22日環境省・福島県公表）

¹⁸ 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成27年6月12日閣議決定）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故による被災事業者の自立へ向けた支援策を実施するため、国・福島県・民間からなる主体として平成27年8月に設置。

村に譲渡したものに限り、支援を継続する。

- ・ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による二重ローン対策については、引き続き、金融機関等と連携し、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生に全力で取り組む。
- ・ 産業復興機構による債権買取支援と産業復興相談センターによる二重ローン対策についても、引き続き、金融機関等と連携し、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生を実現するべく取り組む。

⑥ 農林漁業者の再建

- ・ 農業分野では、避難指示解除の時期によって地域ごとに復興のスピードや進捗が大きく異なっている状況に応じて、農地・農業用施設等の整備、農業用機械・家畜の導入、鳥獣被害対策など被災農業者への支援を実施するとともに、市町村が定める、地域農業の将来の在り方についての復興計画や地域計画など、地域の実情を踏まえた営農再開を推進する。

また、特に原子力災害被災12市町村における営農再開の加速化に向けては、担い手の確保が課題となっていることから、将来像を見据えた地域計画の策定等を通じ、外部からの参入も含め地域農業の担い手を確保しつつ、大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の実現に向け、福島復興再生特別措置法に基づく農地集積の特例措置等も活用した農地の大区画化・利用集積や6次産業化施設等の整備・活用、市町村を越えて広域的に生産・加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の確立を図る。また、このための被災地方公共団体への人的支援を継続する。

この他、ICT等の先端技術を活用したスマート農業の定着を図るとともに、農地の放射性物質の吸収抑制対策や、ため池等の農業水利施設の放射性物質対策等について、これまでの知見の蓄積等を踏まえ引き続き支援を実施する。

- ・ 森林・林業分野では、福島等の森林・林業の再生に向けて、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策、里山再生事業、原木しいたけ等の特用林産物の産地再生に向けた取組を進める。特に、しいたけ原木生産のための里山の広葉樹林について、その森林の生育状況や放射性物質の動態等に留意しつつ、伐採・更新による循環利用が図られるよう計画的な再生に向け取組を推進することに加えて、木材製品等に係る安全証明、バイオマス発電施設の活用を含むパーク等の滞留対策や有効利用の推進及び集成材等の県産木材の利用促進などの木材産業の再生に向けた取組を推進する。また、帰還困難区域を含めた森林・林業再生を進めるため、森林における作業の実施や伐採木・樹皮の扱い等に関する必要な運用等の見直

しや森林作業のガイドラインの策定、リスクコミュニケーション等に取り組む。

- ・ 水産業分野では、福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業については試験操業が終了したことから、海産物や周辺海域の放射性物質モニタリング検査の結果を踏まえながら、漁獲量の増大、販路の回復・開拓などの本格的な操業への支援として、計画的な水揚げ回復や養殖生産の取組、担い手確保、スマート水産業の推進を行う等、安定的な水産物生産体制の構築を推進する。また、水産加工業について、販路の回復・開拓、加工原料の転換等の取組に対する支援を継続する。

さらに、福島をはじめとする被災地の ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響による生業継続への不安に寄り添い、政府として対応していく。

あわせて、国産水産物の消費拡大に向けた現状の取組や課題を踏まえ、魚食普及に向けた取組を支援するとともに、福島県水産物について、流通販売業者・消費者への情報発信や消費拡大等に向け必要な支援を行う。

⑦ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- ・ 福島県のみならず被災地全体の農林水産や観光等における風評の払拭、いわれのない偏見・差別の解消に向けて、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」¹⁹に基づき、政府一体となって国内外に向けた情報発信等に取り組む。また、科学的かつ客観的な議論に基づくフォローアップを実施し、各施策がより整合的・合理的・効果的な取組となるよう不断の見直しを行う。

あわせて、福島県の地方公共団体自らが創意工夫により行う風評払拭に向けた取組について、これまでの取組の効果等を踏まえ、強力に支援することにより、徹底した情報発信による理解醸成を促進する。

- ・ 発災から 13 年が経ち、これまでに蓄積された様々な知見やデータを踏まえ、たけのこや山菜、きのこといった山の恵みを含む食品等に関する規制等について、科学的・合理的な見地から検証する。あわせて、その検証結果等を踏まえて必要な対応を行うとともに、消費者の理解を深めるため、分かりやすい形で情報発信・リスクコミュニケーションを進める。
- ・ インターネット等の様々な媒体を活用した全国に向けた情報発信や、放射線副読本の更なる活用といった放射線に関する教育の充実等により、放射線に関する科学的な知識等や復興が進展している被災地の姿等について理解を促進するよう効果的な取組や必要な支援を引き続き行う。

¹⁹ 平成 29 年 12 月 12 日原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースにおいて策定。

- また、海外に対しても、インターネット等の様々な媒体を活用するほか、国際会議やイベント等の各種機会を捉えて原子力災害からの復興状況について正確な情報を発信する。
- 福島の農畜産物に含まれる放射性物質のモニタリング結果では、濃度水準は低下しており、栽培中の汚染による基準値超過はなく、きのこ・山菜類、水産物でも、基準値を超過したものはごくわずかとなっている。さらに水産物では、ALPS 処理水の海洋放出後、基準値を超過したものはない。また、風評払拭に向けて、モニタリング結果の公表や、科学的根拠に基づく情報発信、リスクコミュニケーションを福島県、市町村等と共に、政府一丸となって行っている。この結果、福島県産品の購入をためらう消費者の割合は低減し、全国平均との価格差が震災前の水準に回復した品目がみられる。一方で、震災前のポジションに戻っていないまま固定化されている品目が未だ存在している。福島県産農産物等流通実態調査によれば、消費者からの安全・安心への評価は高いものの、流通事業者による消費者の購入姿勢の評価が消費者による評価ほどは高くないこと、ブランド力向上のために産地としての認知度向上や独自性のアピールといった対策が求められることなどが明らかとなった。このため、これまでの対策の効果検証を行った上で、福島県産農林水産物の流通段階の風評の実態を含め、品目毎に取扱いが伸びない要因を分析し、風評の払拭に向けたリスクコミュニケーションと併せて、流通段階での産地競争力の強化など、それぞれの課題や実態に即した取組を効果的に推進する。
- 観光については、福島県は「自然、気候、文化、食」といった魅力ある観光資源を有しており、また、「復興の地 ふくしま」を実際に訪れ見てもらうことにより交流人口の拡大のみならず風評の払拭にもつながる効果も期待できる。しかしながら、訪日外国人延べ宿泊者数や教育旅行等の回復に課題が残ることから、観光復興を最大限に進めるため、ホープツーリズムをはじめとした滞在コンテンツの充実・強化、受入環境の整備、プロモーションの強化等を支援し、国内外からの福島県への誘客に取り組む。
- 諸外国・地域における輸入規制については、令和2年6月の福島復興再生特別措置法の改正により、輸入規制の緩和・撤廃の推進や海外における風評対策のために必要な措置を講ずることとされたところであり、これも踏まえ、引き続きあらゆる機会を捉えて働きかけを行うとともに、販路の拡大はもとより、規制を撤廃した地域における正しい知識の普及などに向けた様々な取組を支援する。
- 福島の被災者の適切な健康管理及び健康不安の解消のために、福島県「県民健康調査」の円滑な実施に向けた財政的・技術的な支援を継続する。また、

相談員支援センターを中心とした放射線不安へのきめ細かい対応を行う。

- ・ 放射線の状況に応じた環境放射線モニタリング等を確実に、かつ計画的に実施するとともに、その結果について分かりやすい情報提供を引き続き行う。また、地元の理解を得ながら、モニタリングポストの配置の適正化を図る。
- ・ ALPS 処理水の処分に伴う風評影響を生じさせないように、関係閣僚等会議で決定した「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の実施状況と今後の対策の方向性について」(令和6年8月30日)、関係省庁連名で取りまとめた「水産業を守る」政策パッケージ等を踏まえ、風評の払拭に向けた科学的根拠に基づく正確な情報の発信等に取り組む。

⑧ 地方単独事業等

- ・ 第2期復興・創生期間内に完了しなかった単独災害復旧事業、復旧・復興事業に対応するための人材確保対策（職員の派遣、任期付職員の採用等）、原子力災害に伴う風評被害対策や子どもの教育環境整備等の地方単独事業について、支援を継続する。

(2) 地震・津波被災地域

地震・津波被災地域においては、ハード整備や住まいの再建はほぼ完了し、産業や生業に関する取組も進展し成果を挙げてきた一方で、心のケア等、中長期的に取り組む必要のある課題もある。

そのため、ハード整備や住まいの再建、産業・生業等に関しては、第2期復興・創生期間の終了までの間にこれまで培ってきたノウハウの被災地方公共団体等への継承や政府全体の施策との連携を促進する。第2期復興・創生期間の後については、多様な主体との結びつきやノウハウ、男女共同参画などのこれまでに得られた多様な視点を最大限活かしつつ、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていく。他方、心のケア等、中長期的に取り組む必要のある課題については、政府全体の施策の活用を図るとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策による対応も検討する。

このような考え方にに基づき、各分野においては以下に示す方向性に基づき、国においては被災地に寄り添い丁寧に対応しながら、令和7年夏までに現行の基本方針を見直す。

① ハード整備

- ・ 公共インフラ等のハード整備については、概ね完了し、残りの実施中の災害復旧事業については、帰還困難区域内の災害復旧箇所を除き速やかに完了させた上で、復旧施策としての支援を終了する。災害復旧事業以外の復興施策として実施していた社会資本整備総合交付金等によるハード整備については、第2期復興・創生期間以降も、政府全体の施策を活用する。

② 心のケア等の被災者支援や被災した子どもに対する支援

- ・ 心のケアや子どもに対する支援等については、中長期的な対応が必要なものがあり、個別の事情を丁寧に把握しながら、復興施策以外の政府全体の施策への移行を図るとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策による対応も検討する。なお、福島県については、原子力災害による影響を踏まえ、別途の対応を検討する。
- ・ 災害弔慰金、災害援護資金については、対象者に対する周知等を適切に行った上で、対象者への支援が終了するまで継続する。

③ 住まいとまちの復興

- ・ 計画された宅地造成は整備が完了した。
- ・ 計画された災害公営住宅の整備は令和2年度をもって完了した。法律及び要綱に基づき、家賃低廉化事業については最長令和22年度まで、特別家賃低減事業については最長令和12年度まで継続する。
- ・ 土地区画整理事業等による造成宅地や防災集団移転促進事業により取得した移転元地等の活用のため、計画段階から土地活用等の段階まで、地域の個別課題にきめ細かく対応するハンズオン支援は、令和7年度まで精力的に取り組んだ上で終了することとし、令和8年度以降に被災地方公共団体が主体的に事業を実施できるよう、ノウハウの継承を促進するほか、必要に応じて、復興庁において相談を受け、政府全体の施策の情報を含め、土地活用に向けた事例の紹介や助言等を行う。

④ 産業・生業

- ・ 中小企業等グループの再建支援については、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限り、支援を継続する。
- ・ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、事業者の責に帰さない不可抗力的な事案に配慮しつつ、運用期限である令和7年度末までに事業が終了できるよう支援し、その後は中小企業施策をはじめとする各種施策の情報提供等を行いつつ、地方公共団体の産業復興を後押しする。
- ・ 東日本大震災復興特別区域法による金融の特例については、令和8年度以

降は新規事業の認定は行わない。なお、福島県については、原子力災害による影響を踏まえ、別途の対応を検討する。また、同法による規制の特例や復興整備計画については、引き続き被災地のニーズに応じて対応していく。

- ・ 復興特区税制の適用期限は、令和7年度末であり、この間に特例が活用されるよう、地方公共団体を通じて、積極的な周知を図る。
- ・ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による二重ローン対策については、引き続き、金融機関等と連携し、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生に全力で取り組む。
- ・ 産業復興機構による債権買取支援と産業復興相談センターによる二重ローン対策についても、引き続き、金融機関等と連携し、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生を実現するべく取り組む。
- ・ 農林水産業については、インフラの復旧はおおむね完了しているが、被災地の中核産業である水産業について、水揚げの回復や水産加工業の売上げの回復といった課題に対し、関係省庁が引き続き支援するほか、気候変動の影響による主要魚種の不漁など我が国漁業を取り巻く全国的な環境変化に対しても、政府として対応していく。

⑤ 地方単独事業等

- ・ 地方単独事業については、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策による対応を検討する。

⑥ 地方創生との連携強化

- ・ 人口減少や産業空洞化といった全国の地域に共通する中長期的な課題を抱える「課題先進地」である被災地においては、地域の特性や震災からの復興の経験等も踏まえつつ、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策の総合的な活用が重要である。
- ・ 被災地における地方創生施策の更なる活用に向けて、復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化を図る。

(3) 復興の姿の発信、東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承

- ・ 第2期復興・創生期間以降においても、原子力災害からの復興状況を始め、復興の進捗や被災地の状況について、2025年日本国際博覧会のほか、国際会議等の各種機会を捉えて、正確な情報を随時分かりやすく発信する。その際、国、地方公共団体、民間団体がそれぞれの役割を果たしながら連携して

進める。

- ・ 福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備を引き続き進める。既に整備が完了している岩手県及び宮城県の同施設を含め、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、同震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信する。また、これらの施設や被災各地の追悼施設、震災遺構、伝承施設等の間で連携しつつ、「学び」や「備え」を情報発信すること等により、同震災の教訓への理解を深め、防災力の向上を図る。
- ・ 今後の大規模災害に向けた多様な教訓や東日本大震災の記憶を風化させることなく次の世代に伝え、今後の防災・減災対策や復興に活用することが重要である。このため、「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」²⁰との連携、国及び地方公共団体等による東日本大震災・復興記録の収集・整理・保存等を通じて、これまでの復興期間中に集約・総括される効果的な復興の手法・取組や民間のノウハウ等を取りまとめ、幅広く全国の地方公共団体を含む関係機関や海外への普及・啓発を図ることで、各機関における自律的かつ機動的な体制の構築及び災害対応能力の向上に資する。
- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、自然災害などの危険に際して自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」や、支援者となる視点から「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」を高める防災教育の更なる充実を図る。
- ・ 特に、東日本大震災からの復興においては、NPO、ボランティア、企業、大学等多様な主体の連携が重要な役割を果たしたところであり、人口減少や産業空洞化等の「課題先進地」である被災地において実施されてきた「新しい東北」の創造に向けたこれまでの取組を通じて蓄積されたノウハウを、地方創生の取組のモデルケースとして、被災地内外に普及展開する。
- ・ また、第2期復興・創生期間以降において多様化・複雑化する地域・個人の課題にきめ細かく対応するため、引き続きNPO、ボランティア、企業、大学等多様な主体との結びつきやノウハウを最大限生かしつつ、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を活用する。
- ・ 第1期復興・創生期間の終了に至るまでの復興に係る政府の組織や取組の変遷、復興の進捗状況、評価・課題を取りまとめた「東日本大震災復興政策10年間の振り返り」（令和5年8月公表）について、将来起こりうる大規模災害に対して、実際にその復興政策を立案・実施することになる国・地方公共団体関係者等に活用されるよう、普及啓発に努める。
- ・ このような取組を第2期復興・創生期間中において推進した上で、令和8年度以降も東日本大震災の風化防止と教訓の継承の取組は継続する必要がある。

²⁰ 東日本大震災に関するデジタルデータを一元的に検索・活用できるポータルサイト（平成25年3月7日公開）

あり、国、地方公共団体、民間がそれぞれの役割を果たしながら連携して進める。

4. 復興を支える仕組み

(1) 復旧・復興事業の財源等

- ・ 次の5年間は本決定に掲げられた課題を解決していく極めて重要な期間であり、今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保する。
- ・ 現時点で、令和8年度から5年間の復旧・復興事業の規模は1兆円台後半と見込まれ、令和7年度までの事業規模が33兆円程度²¹と見込まれることを踏まえると、令和12年度までの20年間の事業規模については、34兆円台後半となると見込まれる。この中で、福島県については、県や市町村が進めている事業を十分に確保した上で、次の5年間の全体の事業規模が今の5年間に十分に超えるものと見込まれる。
- ・ これらの事業について今後さらに具体化し、これまでに財源として確保した32.9兆円程度も踏まえ²²、事業の実施に必要な財源を確保する。
なお、今後、さらなる物価高騰や新たな政策課題が生じた場合には柔軟に対応する。
- ・ 第2期復興・創生期間中の予算の執行状況等を踏まえ、引き続き、事業規模と財源について精査し、令和7年夏頃を目途に、第2期復興・創生期間後の当面5年間の復旧・復興事業の実施に必要な事業規模及び財源を示すこととする。

(2) 自治体支援

- ・ 復興の進捗状況を踏まえながら、必要な人材確保対策に係る支援を継続する。
復興庁が採用した非常勤国家公務員を被災市町村に駐在させる支援につ

²¹ 平成23年度から令和5年度までについては決算、令和6年度については予算、令和7年度については予算概算要求による。

²² 第2期復興・創生期間で追加的に必要となる経費が生じた場合には、令和8年度以降の財源とあわせて対応する。

いては、福島県における原子力災害の影響を踏まえ同県を除き、令和7年度末をもって終了し、今後、被災地方公共団体による復興関連業務に従事する職員の募集の情報発信に協力する等、被災地方公共団体の自立的な取組を支援する。

- ・ 3.（1）及び（2）を踏まえ、第2期復興・創生期間の後の期間に引き続き実施される復旧・復興事業（国の直轄・補助事業や地方単独事業等）について、引き続き震災復興特別交付税による支援を継続する。

5. 組織

- ・ 復興の司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるため、復興庁設置法の改正により、復興庁の設置期間が令和13年3月31日まで延長され、復興庁は引き続き内閣直属の組織として、内閣総理大臣を主任の大臣とするとともに、これを助け、復興庁の事務を統括する等のために復興大臣を置き、また、復興事業予算の一括要求や地方公共団体からの要望等へのワンストップ対応など、現行の総合調整機能を維持する。
- ・ 現行基本方針において「第2期復興・創生期間の更なる進捗状況を踏まえ、令和7年度に組織の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる」とされており、令和7年夏までに所要の検討を行う。

6. その他

- ・ 復興庁は、第2期復興・創生期間の後の東日本大震災からの復興の基本方針についても、毎年度、その実施状況を含む復興の状況についてフォローアップを行い、その結果を国会に報告するとともに、適切に公表する。
- ・ 第2期復興・創生期間の後の東日本大震災からの復興の基本方針については、復興の進捗状況等も踏まえ、第2期復興・創生期間の後の期間の開始から3年後を目途に必要な見直しを行うものとする。